

第九十一号議案

江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月二十日

提出者 江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年十月江戸川区条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第二号中「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同項第三号中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改め、同項第四号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十五条第三項中「同号又は同条第二号」を「同条第一号又は第二号」に改める。

第四十四条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十一条第三項中「同号又は同条第三号」を「同条第一号又は第三号」に、「同条第三号」を「法第十九条第三号」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の改正に伴い、保育の内容について指針を定める者を厚生労働大臣から内閣総理大臣に改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。